

2022 年台湾企業 M&A 法改正の概要

1. 株主の権利利益の保障

■ 第 5 条（第 4 項新設）

司法院解釈第七七〇号の理由書によれば、現行第 3 項の規定、すなわち「会社が M&A を行うとき、当該取引に利害関係を有する会社の董事（取締役）に相当）は、董事会及び株主総会において、自身の利害関係の重要な内容及び M&A の承認決議への賛否の理由を説明しなければならない」という規定について、他の株主が株主総会開催前に一定の合理的な期間をかけて関連情報を適時に入手することができないという問題が指摘されていた。この司法院解釈の趣旨を踏まえ、本改正では第 4 項が新設され、会社は「株主総会の招集事由」において、董事の利害関係の重要な内容及び M&A 承認決議への賛否の理由を説明すべき旨が明確に規定された。

ただし、留意すべき点は、現行第 3 項の規定及び 2022 年の改正で新設された第 4 項の内容において、いわゆる董事の「利害関係」の「重要な内容」が何を指すのか具体的に説明されておらず、争いが発生するおそれがあるという点である。この点に関して、当事務所黄偉峯顧問が執筆した最新版『M&A 企業併購法』（以下「本書」という）では、議論を更に一步進め、当該「利害関係」の判断基準となりうる参考根拠を以下のように提供している（抜粋）。

(1) アメリカ・デラウェア州の一般会社法第 144 条の規定

- 関連契約又は取引関係に関与している者（例えば董事）が当該契約又は取引を決議する董事会に出席又は参加する場合。

(2) 台湾の「株式上場及び店頭上場会社におけるガバナンス実務規約」第 55 条に基づき定める「【〇〇股份有限公司 M&A 情報開示自主規範】の参考例」第 11 条（情報開示における注意すべき事項）

- 他の M&A 参加会社へ実際に又は予定している投資方式、持株比率、取引価格、M&A を行う会社への経営参加の有無及びその他投資条件等の状況。

(3) 証券取引法第 26-3 条に定める「公開発行会社董事会議事方法」第 16 条及び会社法第 206 条が準用する同法第 178 条

- 董事の配偶者、二親等内の血族、又は董事と支配従属関係にある会社と関わりを持つ場合。

(4) 經濟部商業司（現：商業發展署）の解釈書【經濟部 100（2011）年 6 月 30 日經商字第 10000599000 号書簡等参照】

- 個別の事案における事実に基づき判断され、争いがある場合には、司法機関の事実認定と法令適用の範疇に属するものと解される。

■ 第 12 条（第 1 項各号の文字の改正、第 2 項新設など）

改正前の本条では、会社に株式の買取りを請求できる異議のある株主は、異議を表明した上で議決権を放棄した者に限定されており、反対票を投じた株主は含まれていなかった。しかし、株主が株式買取請求権を行使するために、前提として議決権の放棄を要求することは、実務上、株主が買取価格を巡る交渉において不利な立場に置かれる懸念があった。そこで 2022 年の改正では、第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号が改められ、株主総会前又は株主総会中に異議を示し、かつ反対票を投じた株主も、株式買取請求権を行使できる範囲に含まれることになった。立法者は、この改正が会社側による早期の合理的な株式買取価格の提示を更に促し、株主の権利利益をより保障することに繋がると考えている。このほか、新設された第 2 項の規定において、「議決権を放棄した」株式数については、出席株主の議決権数には算入しないことが明確化された。本書は、この点に疑問を呈する。株主総会前及び株主総会中に異議を示し、かつ、「反対票を投じた」株主を、株式買取請求権を行使できる範囲に含めるのであれば、その株主が「反対票を投じた」という事実を証明し、権利行使の要件を満たすためには、株主総会の決議で記名投票を採用することが必須となる、ということになるのであろうか。この点については、検討に値するかもしれない。

2. 非対称性 M&A の適用範囲の緩和

日本の商法の改正に伴う会社法の制定により、非対称性 M&A の適用要件が大幅に緩和されたことを参照して、台湾の関連規定も見直されることとなった。元来、非対称性 M&A（合併、株式交換及び会社分割を含む）は、①会社が M&A のために発行する新株が当該会社の発行済み議決権付株式総数の 20%を超えず、「かつ」②買い手側会社が売り手側会社の株主に交付する株式以外の対価総額が買い手側会社の純資産の 2%を超えない場合を指し、この 2 つの条件を同時に満たす場合にのみ、はじめて非対称性 M&A の手続きを適用することができた。M&A の弾力性と効率性を高め

るため、2022 年の法改正により、非対称型 M&A の適用要件が次のように緩和された。

- (1) 純資産を計算基準とする比率を 20%に引き上げ、交付される「株式」又は「その他」の財産を併せて算入する。
- (2) M&A を奨励するために、「かつ」を「又は」に修正。すなわち、M&A のために発行する新株が買い手側会社の発行済議決権付株式総数の 20%を超えないこと、「又は」交付する「株式」（新株又は既存株式）、現金その他の財産の対価総額が買い手側会社の純資産の「20%」を超えないこと、のいずれか一方の態様を満たせば適用可能となる。

■ 第 18 条（第 7 項改正）

「(第 7 項) 存続会社が合併のために発行する新株が存続会社の発行済議決権付株式総数の 20%を超えず、又は消滅会社の株主に交付する株式、現金若しくはその他の財産の価値の合計額が存続会社の純資産の 20%を超えない場合には、合併契約書を作成し、存続会社の董事会において、3 分の 2 以上の董事の出席、及び出席した董事の過半数により決議することができる。ただし、存続会社との合併により消滅する会社の資産が負債を償却するのに不足するおそれがある又は存続会社の定款を変更する必要がある場合、なおも第 1 項から第 4 項に定める株主総会の決議に関する規定を適用しなければならない。」

■ 第 29 条（第 6 項などの改正）

「(第 6 項) 株式を譲り受ける既存会社が対価として発行する新株の総数が、当該会社の発行済議決権付株式の 20%を超えないとき、又は交付する株式、現金若しくはその他の財産の価値の合計額が当該会社の純資産の 20%を超えないとき、株式交換契約書を作成し、株式を譲り受ける既存会社の董事会において、3 分の 2 以上の董事の出席、及び出席した董事の過半数の決議により行うことができる。ただし、株式を交換する会社の資産が債務を完済するのに足りないおそれがある場合、又は株式を譲り受ける既存会社の定款を変更する必要がある場合は、なおも第 1 項第 1 号及び第 2 項の株式を譲り受ける既存会社の株主総会決議に関連する規定を適用しなければならない。」

■ 第 36 条（第 1 項、第 2 項などの改正）

「(第 1 項) 被分割会社が既存会社又は新設会社に譲渡する営業価値が、被分割会社の純資産の 20%を超えず、かつ被分割会社が全ての対価を取得する場合、

分割計画を作成し、被分割会社の董事会において、3 分の 2 以上の董事の出席、及び出席した董事の過半数の決議により行うことができる。ただし、被分割会社が定款を変更する必要がある場合、なおも前条の第 1 項から第 5 項の被分割会社の株主総会決議に関連する規定を適用しなければならない。

（第 2 項）分割により事業を譲り受ける既存会社が、分割のために発行する新株は、発行済議決権付株式総数の 20%を超えない場合、又は被分割会社に交付する株式、現金、又はその他の財産の価値の合計額が既存会社の純資産の 20%を超えない場合、分割計画を作成し、既存会社の董事会において、3 分の 2 以上の董事の出席、及び出席した董事の過半数の決議により行うことができる。ただし、既存会社が譲り受ける被分割会社の事業の資産が債務を完済するのに足りないおそれがある場合、又は既存会社の定款を変更する必要がある場合、なおも、前条第 1 項から第 5 項の既存会社の株主総会決議に関連する規定を適用しなければならない。」

3. 弾力的租税措置の拡大

■ 第 40 条、第 40-1 条（本条新設）

従来、「のれん」と「無形資産」の商業的価値は定義及び明確な基準に乏しく、その認定が困難であり、税務及び会計処理において多くの争いが発生していた。このため、新法では無形資産の種類を定義するほか、税務機関の裁量制限を緩和し、より弾力的な裁量判断を与えることについて明文化している。

- (1) 「のれん」については、本法第 40 条に第 2 項が新設され、納税義務者は証明に足る審査項目に関連する書類と資料を提示しなければならず、主務税務機関が認定することを規定している。これは、財政部が 2022 年 3 月 30 日に台財税字第 11004029020 号書簡により改正し、新しく公布した「営利事業ののれんリストの認定原則及び証明文書」に合わせて、実際に納税義務者が提示すべき証明書類を更に具体的に説明し、財政部に資料の完備度を斟酌して評価・認定する裁量権限を与えるものである。

留意すべきは、2022 年の法改正や新たな解釈文書が公布される前においても、主務機関である税務機関に、のれんを評価・認定する余地が全くなかったわけではないという点である。したがって、重要なのは、税務機関の判断姿勢に十分な弾力性があるかどうかであり、明らかに不合理な状況がない限

り、原則としてその審査の厳格さを緩和するかどうかであろうと本書は考える。換言すれば、本条文を改正した新規定に効果があるかどうかは、今後の動向を注視する必要があるといえよう。

- (2) 「無形資産」については、本法第 40-1 条が新設され、実際の取得原価に応じて一定の年数にわたり均等に償却できることが明確に規定された。この条文で定められる「無形資産」の定義と範囲は、国際会計基準第 38 号を参考に定められており、その 3 つの要件である「識別可能性」¹、「支配」²及び「将来の経済的便益」³を満たすものとされている。具体的には、営業権、著作権、商標権、専利権（特許・意匠・実用新案権）、半導体集積回路の回路配置利用権、植物品種権、漁業権、鉱業権、水利権、営業秘密、コンピューターソフトウェア及び各種特別許可権に限定することとして列挙されている。

中でも、新設条文第 4 項では特に「営業秘密」の認定に疑義がある場合、中央目的事業の主務機関に意見を求めることができると言及している。しかし、この新設条文の実務における運用に関しては、今後の動向を注視する必要があると本書は考える。なぜなら、納税義務者に対して、買収した「機密性」を有する「営業秘密」の取得原価の真実性、必要性、及び合理性について立証するように要求すること、又は公正価値を再現するに足る鑑定評価書若しくは証拠の提出を要求することは、実務においては困難を伴う可能性があるからである。

■ 第 44-1 条（本条新設）

本条の立法理由は、次の通りである。株主が M&A により取得し、分配された株式の価額が、その出資額を超えた場合、所得税法の規定により、その株式配当

¹ 「識別可能性」とは、「資産」が分離可能であり、会社から分離し又は区分することができ、かつ個別に又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債に付随して売却、移転、ライセンス付与、賃貸又は交換できこと合、又は契約若しくはその他の法的権利から発生することをいう。

² 「支配」とは、会社が目的とする「資産」から生じる将来の経済的便益を享受する能力を有し、かつ当該便益に対する他人の使用を制限することができることをいう。この場合、会社は当該「資産」を「支配」するという。

³ 「将来の経済的便益」とは、「無形資産」から生じる将来的経済便益をいい、商品の販売、役務の提供からの収入、コストの削減又は会社が当該「資産」を使用することにより得るその他の便益が含まれる可能性がある。例えば、生産過程における知的財産権の使用は、収入の増加にはならないが、将来的に生産コストの削減につながる可能性がある。

所得は、所得税の課税対象となる。しかし、スタートアップ企業の個人株主が M&A への意欲がありつつも、株式取得年度に税金を納付できないことを考慮して、M&A を躊躇してしまう可能性があり、M&A の進行に影響を及ぼす一因となり得る。そこで、スタートアップ企業が M&A を行いやすい友好的な環境を促進するため、課税を将来的に繰り延べる規定が新設された。

上記からわかる通り、この条文は「スタートアップ企業」に対する新設の規定であり、第 2 項では適用対象者について特定条件を規定している。

第 44-1 条第 2 項

前項の消滅会社、被分割会社は、以下の条件に適合しなければならない。

1. 会社の設立登記の日から、合併、分割の決議の日までの期間が 5 年未満であること。
2. 株式未公開会社であること。

しかしながら、本書は以下の点について深く考察する必要があると考える。本法の制定目的が M&A に資することにあるならば、スタートアップ企業でなければ本条の適用が認められず、スタートアップ企業の個人株主でなければ、その株式配当所得について本条の納税繰延べ規定が適用できないという状況は、立法の趣旨及び平等の原則に反しているのではないかという点である。これは議論に値する課題であると思われる。